

新型コロナウイルス感染症の検査を希望される方へ

新型コロナウイルス感染症の検査について

当院での新型コロナウイルス感染症の検査は以下のとおり実施いたします。ご来院前に内容をご確認頂きますようお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の検査に関するご注意事項

- ・対象はビジネス渡航者およびビジネスでの県外出張者に限らせて頂きます。
- ・渡航国に応じた記載内容、所定書類有無を予め外務省、大使館のホームページ等でご確認ください。所定書類がある場合は、事前に必ず提出をお願いいたします。国によっては、現地滞在先住所の記載を求められる場合があります。(英語表記のもの。ベトナム、タイなど)必ずご確認ください。
- ・過去2週間の体調が良好であることを条件とさせていただきます。
- ・検査結果が陽性になった場合、感染者として保健所の指示に従って頂きます(検査前に同意書を頂きます)。また、判定保留のため再検査となり、判定に遅れが出る可能性があります。ご了承ください。
- ・検体は、鼻咽頭ぬぐい液より採取いたします。
- ・証明書発行については、ご本人に来院頂き、対面にてお渡しいたします。

【核酸増幅検査(RT-PCR法)の場合】

※検査から結果が出るまでは、最短で中1日を頂いております。

※土日祝日は、専門外来が休診日ですので、平日の通常診療日でお考えください。近森病院の通常診療日は、ホームページ掲載の「病院カレンダー」を参照ください。

【核酸増幅検査(LAMP法)、抗原定量検査の場合】

※LAMP法および抗原定量検査に関しては、原則、即日で「検査の」陰性証明書を発行します。

2. 持参頂くもの(必須)

- ① 所属会社や団体(人事部、上司など)からの依頼状を印刷の上、ご持参ください。
- ② 有効期間内のパスポート(海外渡航者の場合)
 - ※パスポートは、検査日、証明書発行日の両日ともお持ちください。
 - ※パスポート原本のご持参が難しい場合は、パスポート番号等記載部分の写しで構いません。
- ③ 健康保険証(お持ちであれば)

上記、①～③をお忘れになりますと検査、証明書発行ができない場合があります。

3. 料金について

ビジネス渡航者・出張者のための新型コロナウイルス感染症の各検査料や診断書の作成料は、以下を参考にしてください。また、本外来は保険診療適応外です。自費による自由診療となりますことをあらかじめ御了承ください。

・ 新型コロナウイルス感染症の各検査料

検査方法	検査料(税込)
核酸増幅検査(RT-PCR法)	30,613円
核酸増幅検査(LAMP法)	25,663円
抗原定量検査	17,347円

・ 診断書の作成料(作成を希望される場合)

診断書	作成料(税込)
英文診断書	11,000円
和文診断書	6,600円

4. 診察時間

完全予約制です。電話で予約をお願いします。

木曜日	13:30-16:00
-----	-------------

5. 受診までの流れ

- ① 電話にて事前予約をとってください。
- ② 予約日当日は、近森病院 外来センター1階の総合受付へお越しください。
- ③ 初診カウンターで海外旅行・ワクチン外来の予約者であることを伝えてください。
- ④ 受付からの案内にしたがって2階内科フロアの受付カウンターへお声がけください。